

電動キックボードの鴨川条例標識への表示について

○背景

鴨川河川敷での電動キックボードの通行については、認めていない。

理由

- ・電動キックボードは「原動機付き自転車」である。

電動キックボードは、道路交通法第2条第1項第十号で規定される「原動機付き自転車」に区分される。同自転車は、京都府鴨川条例第 16 条の規定で知事指定区間への乗り入れは禁止されている。

鴨川における電動キックボードの通行が増加傾向にあることから、注意喚起標識の設置により啓発を行う。

○今回設置(案)

既存鴨川条例の標識に、電動キックボードの表示を追記(シールタイプ)

<記載例>



電動キックボード
(特定小型原動機付き自転車)